

平成27年1月
国土交通省道路局

「道路法施行規則等の一部を改正する省令」について

1. 背景

昨年5月28日に成立した「道路法等の一部を改正する法律」により、道路法等が改正され、道路の占用に係る入札方式が導入されることとなった。

入札方式に係る規定は公布の日から1年以内に施行されることとされており、今般、施行に向けて必要となる省令の整備を行うこととしている。

2. 概要

＜道路法施行規則関係＞

- (1) 道路の占用の許可の申請を行うことができる者を占用入札により決定することができる道路の管理上適切でない場所について、以下のとおり規定する。
 - ①認定有効期間内において、修繕等に関する工事が予定されている場所、
 - ②認定有効期間内において、国又は地方公共団体が使用を予定している場所等
- (2) 道路を占用しようとする者が作成する入札占用計画に記載しなければならない事項について、以下のとおり規定する。
 - ①入札対象施設等を設置するため道路を占用しようとする者の氏名等
 - ②入札対象施設等を設置する予定期間
 - ③総合評価占用入札を行おうとするときは、占用料の額 等
- (3) 総合評価占用入札に用いる落札者決定基準に関して、道路管理者が学識経験者に意見聴取を行うときは、2人以上の学識経験者に意見聴取を行うことを規定する。

＜道路整備特別措置法施行規則関係＞

道路整備特別措置法（以下「特措法」という。）第8条第7項の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）が高速道路株式会社（以下「会社」という。）に対して委託しなければならない事務について、占用の許可又は入札占用指針の策定等の権限に係る事務（当該権限を行使するための事務を除く。）とすることを規定する。ただし、占用入札を実施する場合であって、会社が入札に参加することが見込まれるときは、事務を委託しないこととする。

＜高速道路事業等会計規則関係＞

特措法第8条第7項の規定に基づき機構が会社に事務を委託することとなるに伴い、高速道路事業等会計規則について、会社において当該受託事務を経理するために必要な見直しを行うこととする。

＜施行期日＞

この省令は、法の施行の日（平成27年4月1日）から施行することとする。

＜その他＞

開発道路に関する占用料等徴収規則について所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

施行 平成27年4月1日